平成２３年（フ）第２４２号
富山県中新川郡上市町稗田６番地１　稗田定住促進住宅２号棟208号、前住所富山県中新川郡上市町放士ケ瀬新250番地１
債務者　一橋　浩明
１　決定年月日時　平成23年10月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１５号
青森市大字戸山字赤坂268番地196　県営住宅31－１－６
債務者　斎藤　千春
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
青森県八戸市大字湊町字中道58番地22
債務者　五戸　光男
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６７８号
埼玉県入間市春日町１丁目６番39号　サン・スプリング101
債務者　若林　　勝
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１５９号
名古屋市守山区西城２丁目８番25号　アコール小幡Ⅱ402号
債務者　平井　英男
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５７号
名古屋市熱田区大宝４丁目３番10号　大宝ビル２Ａ号
債務者　加藤　弥生
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８９号
愛知県日進市浅田町上ノ山38番地29　ＧＲＥＳＴ　ＧＡＲＤＥＮ　Ｍ503
債務者　淺井　哲也
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５２３号
大阪市北区末広町１番16―901号
債務者　上岡　章男
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２２６号
大阪市都島区毛馬町２－３－９　グレンパーク都島Ⅱ701、住民票上の住所大阪市都島区大東町２丁目20番16号
債務者　小野美惠子
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４３０号
大阪府門真市末広町14―26、住民票上の住所大阪府門真市上野口町59番３号
債務者　鎌田　美香
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８０４号
大阪市此花区春日出南２丁目７番10号
債務者　多田かち子
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５３号
大阪府寝屋川市美井町15番４号　ＭＬＡ香里園Ⅰ―103号室
債務者　桐野豊文こと　金　　豊文
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２０８号
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の442
債務者　垂井　益次
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４６号
大阪府守口市藤田町６丁目20番21号
債務者　西江　　敏
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２５１号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目７番32号
債務者　鈴本　貴司
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２７４号
大阪市平野区喜連東５丁目16番３号　コーポラスローザ301号
債務者　住谷　　公
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３０６号
大阪市北区長柄東３丁目２番４―302号
債務者　大和　祥晃（変更前の名修）
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部